

第25回西和賀町議会定例会

令和5年3月3日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席の旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、議案第12号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。ただいま上程になりました議案第12号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の執行が最終段階となり不足が見込まれるものや、事業完了見込みに伴う額の調整、国の補正予算に伴う事業の追加、地方交付税の確定など、決算に向けて調整を必要とするものについて所要の予算措置を行うものであります。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,857万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,102万9,000円とし、翌年度繰り越して使用することができる繰越明許費は6事業で1億201万9,000円、債務負担行為は1事業を追加し、限度額を78万8,000円とするものであります。ま

た、地方債の補正は15事業の限度額をそれぞれ変更するものであります。

主な補正予算の内容は、歳出では庁舎等整備基金積立金5,000万2,000円、まちづくり振興基金積立金4億円、株式会社西和賀産業公社経営改善資金貸付金2,000万円、豪雪地帯安全確保事業1,250万円、さわうち病院事業4,295万円、道路除雪総務費2,298万6,000円をそれぞれ増額し、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,328万円、県営経営体育成基盤整備事業（川舟地区）2,489万4,000円、多目的機能支払事業2,848万4,000円をそれぞれ減額したほか、各事業の完了見込みにより所要の調整を行ったものであります。

一方、歳入では普通交付税3億2,021万1,000円、特別交付税2億9,756万9,000円をそれぞれ増額し、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金1,355万1,000円、多目的機能支払交付金2,136万3,000円の減額のほか、普通交付税等の確定に伴い、財政調整基金からの繰入額7,091万8,000円の減額と、臨時財政対策債を4,400万円減額しております。このほか各種事業の完了見込みによる調整を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 おはようございます。それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。20ページをお開きください。まず、歳出全般にわたる職員人件費ですが、年度末までの給与、共済費の

見込額を精査し、予算の調整を行うものです。

また、各事業における減額は、事業費や負担金などの確定により減額調整をするものです。

それでは、主な補正について説明いたします。2款1項1目一般管理費、職員人件費、総務課分になりますが、3節職員手当等、退職手当組合特別負担金2,907万1,000円の増額は、本年度退職する職員の退職手当に係る特別負担金を計上するものです。5目財産管理費、22ページをお開きください、基金造成事業は庁舎等整備基金積立金5,000万2,000円、減債基金積立金484万7,000円、まちづくり振興基金積立金4億円、がんばる西和賀応援基金積立金518万8,000円、町有林造成基金積立金552万9,000円を普通交付税等の確定及び事務事業等の事業費が確定したことにより生じた財源を基金へ積み立てるものです。

23ページを御覧ください。6目企画費、行政情報化推進事業、12節委託料、行政手続きオンライン化業務委託料280万5,000円の減額は、委託事業完了に伴うものです。第三セクター経営改善事業、20節貸付金、株式会社西和賀産業公社経営改善資金貸付金2,000万円の増額は、一般国道107号通行止めによる道の駅錦秋湖の休業等の影響により会社経営が厳しくなっていることから、株式会社西和賀産業公社に対し貸付けを行い、経営の安定化を図ろうとするものです。ふるさと納税推奨事業439万6,000円の増額は、寄附金の増額に合わせた返礼品費等の経費になります。

24ページをお開きください。8目自治振興費、豪雪地帯安全確保事業、18節負担金、補助及び交付金、地域づくり組織除雪機械購入補助金1,250万円の増額は、地域づくり組織内の連携等による新たな除雪体制整備のために必要なハンドガイド式除雪機械の購入に対する補助金です。

27ページをお開きください。3款1項2目高齢者福祉費、老人保護措置委託料450万円の減

額は、施設入所者が減少したことに伴うものです。介護福祉政策事業141万5,000円の減額は、新型コロナウイルスの感染対策により、介護現場体験事業の中止や介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助金の精査に伴うものです。

28ページをお開きください。後期高齢者医療制度事業847万8,000円の減額は、療養給付費負担金及び保険基盤安定事業費の額確定によるものです。

29ページを御覧ください。3款2項1目児童福祉総務費、保育委託事業274万2,000円の増額は、私立保育園の利用児童数等に合わせた調整をするものです。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業111万円の減額は、事業費の精査に伴う減額になります。

31ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、医療従事者養成事業120万円の減額は、新規の修学生がなかったため減額するものです。2目予防費、予防接種事業174万1,000円の減額及び32ページ、がん検診等委託料139万2,000円の減額は、それぞれ事業実績に合わせ調整するものです。新型コロナウイルスワクチン接種事業1,328万円の減額は、オミクロン株に対応したワクチン接種、小児や乳幼児のワクチン接種がおおむね終了することに伴い、3節職員手当等から13節使用料及び賃借料までの費用の実績見込み等により減額し、33ページ、22節償還金、利子及び割引料は令和2年度及び3年度の補助金精算に伴い、過年度返還金として478万6,000円を増額するものです。6目健康づくり推進費、一日人間ドック事業100万円の減額は、実績に合わせ調整するものです。4款2項1目ごみ処理費、ごみ処理総務費、18節負担金、補助及び交付金、岩手中部広域行政組合負担金123万5,000円の減額は、負担金の額確定に伴うものです。

34ページをお開きください。6款1項3目農業振興費、水田営農活性化対策推進事業、18節負担金、補助及び交付金、園芸作物次期作緊急

対策事業費補助金439万5,000円の増額は、花卉及び野菜等の栽培農家に対し、物価高騰等への対策として資材等の経費の一部に対し補助するものです。

35ページ、農業者等緊急支援事業、18節負担金、補助及び交付金、農業者等緊急支援事業補助金204万9,000円の減額は、事業完了に伴う減額になります。5目農地費の各県営事業については、事業費の精算予定額に合わせた増減であります。

36ページをお開きください。多面的機能支払事業2,848万4,000円の減額は、事業費の確定に伴うものです。2項1目林業総務費、林業総務事務費、18節負担金、補助及び交付金110万6,000円の減額は、狩猟免許取得補助金及び西和賀町電気柵設置事業費補助金を実績に合わせて減額するものです。2目林業振興費、地域おこし協力隊招聘事業411万2,000円の減額は、募集したものの、応募がなかったことから減額するものです。

37ページ、民有林整備促進事業682万8,000円の減額は、10節需用費、12節委託料、18節負担金、補助及び交付金をそれぞれ事業実績に合わせて減額するものです。

39ページをお開きください。7款1項3目観光費、観光施設管理運営費、12節委託料620万9,000円の減額は、道の駅錦秋湖の休業に伴い、管理業務委託料を精査したことによる減額になります。

40ページをお開きください。自然公園保護管理委託事業、12節委託料、自然保護指導員等業務委託料112万円の減額は、南本内岳の自然保護管理員2名分を減額するものです。

42ページをお開きください。8款2項3目道路除雪費、道路除雪総務費2,298万6,000円及び道路除雪車両管理費174万円の増額は、予算の執行状況を踏まえ、不足が見込まれる費用について増額するものです。

44ページをお開きください。9款1項1目非

常備消防費、非常備消防総務費302万1,000円の減額は、各種事業の精査に伴い、減額するものです。

49ページをお開きください。10款5項3目学校給食費、総合給食センター管理運営費、10節需用費151万円の増額は、電気料に不足が見込まれるため光熱水費を110万円増額、食器洗浄機の修繕料として41万円を増額するものです。

50ページをお開きください。12款1項2目利子、地方債償還利子、22節償還金、利子及び割引料148万1,000円の増額は、金利等の変動に合わせて増額するものです。

次に、歳入ですが、14ページをお開きください。1款1項町民税は、個人の所得の伸びなどにより529万6,000円を増額するものです。

2項固定資産税は、差押え物件の公売による収入を滞納繰越し分として420万円増額するものです。

4項町たばこ税は、たばこの小売本数が増えたことなどにより、500万円を増額するものです。

12款1項地方交付税6億1,778万円の増額の内訳は、普通交付税3億2,021万1,000円、特別交付税2億9,756万9,000円をそれぞれ交付実績に合わせて計上するものです。

14款1項1目農林水産業費分担金111万8,000円の減額は、事業費の精算予定額に合わせて調整するものです。

15ページを御覧ください。15款1項5目商工費使用料及び7目教育費使用料の合計134万円の増額は、それぞれ今後の使用料収入見込みを精査し、調整するものです。

16款1項国庫負担金1,184万1,000円の減額の主なものは、2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金1,355万1,000円の減額であります。

また、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付交付金については、市立保育園の利用児童数等に合

わせ137万1,000円を増額するものです。

2 項国庫補助金723万2,000円を増額の主なものは、1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金644万円及び、豪雪地帯安全確保事業の財源として豪雪地帯安全確保緊急対策交付金625万円を見込むものです。

また、2目民生費国庫補助金、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費111万円の減額及び3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費440万1,000円の減額は、それぞれ事業実績に合わせて減額するものです。

16ページをお開きください。17款1項県負担金、1目民生費県負担金269万4,000円の減額は、それぞれ事業実績に合わせて調整するものです。2項県補助金、1目総務費県補助金、2目民生費県補助金、4目農林水産業費県補助金の合計2,678万5,000円の減額についても、それぞれの事業費の精算予定額に合わせて調整するものです。

17ページを御覧ください。3項委託金114万8,000円の減額についても、それぞれ事業の完了に伴い、調整するものです。

18款2項1目不動産売払収入222万3,000円を増額は、町有林の流木売払い分を見込むものです。

19款1項1目一般寄附金1,040万8,000円を増額は、がんばる西和賀応援寄附の増額であります。

18ページをお開きください。20款1項1目基金繰入金7,511万8,000円の減額ですが、普通交付税等が確定したことに伴い、財政調整基金からの繰入れ7,091万8,000円を減額するほか、それぞれ基金充当事業費等の確定に伴い、減額するものです。

21款1項1目繰越金234万2,000円を増額は、補正予算の財源として繰越金を充てるものです。

22款3項1目総務費貸付金元利収入1,000万円の増額は、株式会社湯田牛乳公社より繰上償

還の申出があったことから計上するものです。

4目農林水産業費貸付金元利収入は、西和賀町森林組合経営改善資金貸付金の返済について、町との申合せにより200万円を減額するものです。

23款町債については、各事業の実績等に合わせ調整するものです。

7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正になります。翌年度への繰越事業を6事業追加、翌年度への繰越額の合計を1億201万9,000円とするものです。繰越使用を必要とする理由は、54ページに記載の令和4年度繰越明許費繰越見積調書のとおりでありますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

それでは、8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正は、令和4年度中小企業振興資金融資に伴う利子補給事業を追加するもので、期間を令和4年度から令和11年度までとし、限度額を78万8,000円とするものです。

9ページを御覧ください。第4表、地方債補正になります。変更が15件で、変更内容については各事業の精査により限度額を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私から3点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、23ページ、中段から下であります。第三セクターの経営改善事業ということで、産業公社に2,000万の貸付金ということで計上されておりますが、この2,000万についてはこの間議会にも説明を、経営改善計画と説明をいただきましたが、当面の資金ショートを防ぐという意味合いのものの貸付金ということの捉え方でいいのか。その点の確認と、次に42ページの

道路除雪総務費の中の町道除排雪業務委託料1,925万6,000円の詳細についてと、最後に49ページの総合給食センター管理運営費ということで、今回食器の洗浄機の修繕ということで41万とありますが、この故障というか、原因というか、そういった経緯についてお伺いしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうからは、産業公社関係の部分についてお答えしたいと思います。

ご質問の中で、2,000万円の貸付けですが、当面の資金ショートの部分の対応かというようなご質問内容でございましたが、そういう部分もございますが、その2,000万を活用しながら、今後安定的な経営をするという計画を示されていまして、ショートの部分に対応するというのも1つございますが、今後の経営を見据えた中での2,000万という中身でございます。

議長 建設課長。

建設課長 私からは、道路除雪総務費の町道除排雪業務委託料1,925万6,000円の詳細につきましてお答えいたします。

ご承知のとおり、今年度委託初年度ということで、こちらのほうとしても予算計上をちょっと、初年度ということで様子を見ながら予算計上を行っております。今回この委託料に関しては、9月の補正予算で初めて予算を計上させていただいて、この際は11月に契約するに当たって必要最小限度の予算をまず9月に置かせていただいで、これまで執行してきたところです。

9月に置いた委託料が約3,500万円ほどでありました。ここまで稼働実績等を参考にして年度末までの委託料の推計を行ったところ、5,400万円余りが必要だという見込みとなりましたことから、この差額1,900万円余りを今回補正予算でお願いしようというものでございます。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私からは49ページの総合給食センターの修繕費についてお答えさせていた

だきたいと思います。

こちらのほうは、食器洗浄機の修繕ということになります。今年1月でしたけれども、食器洗浄機のほうで漏水が発生しておりました。その要因を、原因というか、その部分を確認させていただきましてけれども、水を噴出させる部分につなぐ管のところにひび割れがありまして、その要因ですけれども、今年1月にとても強い寒波があったのですけれども、その際の凍結が影響したものと思われまます。保温対策をされており、まず大丈夫だと思っていたのですが、想定外の寒波でちょっとひび割れが生じてしまったというところで、これからは予防等を加味しながら、冬期間は水抜きをしっかりと対応していきたいと考えているところです。

議長 淀川豊君。

10番 産業公社の貸付金についてですが、今の課長からの説明ですと、2,000万で当面の資金ショート、そして経営改善も進めていける金額の中の貸付けだということでご説明をいただきましたが、経営内容、経営改善計画、ご説明を我々もいただきましたが、コロナあるいは107号の影響でもう大分売上げが減って、収支が悪化して、借入金が増えているような状況で、例えば経営改善をするためにはもう少しやはり個人的には資金が必要なのではないかなというような気がしております。やはり今までと同じような考え方の中で経営改善をしたところで、やはりなかなか大きく経営がよくなるということではないかなというふうに思うので、ある程度資金的にも余裕がある中で、思い切った抜本的なそういう改革をしていくことに意味があるのかなというふうに考えていますが、その辺はどのように考えていますか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

町長としての立場でお答えいたします。今お話ありました点、ごもっともな点もあると思います。しかし、第三セクターという存在でどこ

まで、どういう危機のときに援助するかという部分についてはかなり、こういう町が抱える第三セクターに対する国等の方針等も踏まえ、数字的にどこまでというのは示されておられませんけれども、やはり株式会社という立場から独立採算でやるのだという緊張感を壊さない、何かあれば町に頼るといふ部分をどこまで見るかということで、かなり検討をさせていただいたところでございます。

そうした中から、今回の貸付けによって、返済条件がかなり町の場合はそこを配慮したものになっておりますので、今民間から借りてやっている部分、そういう点を勘案しますと、今の線でかなり踏み込んだ対策をやっているのではないかとということで改善計画を進めさせていただいた状況でございます。そういうことで今回のような額と支援策ということで考えているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 今ご答弁をいただきましたが、では確認であります。今回の産業公社2,000万の貸付けで、おおむねと言えはちょっと語弊がありますが、当分の間については経営改善、経営、運転資金等の資金ショートも起こさず、また経営改善も行われて、少しはいいような方向に向くというふうなことのご理解でよろしいですか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

おおむねはそういうことでございますけれども、ただ今回の経営改善計画を踏まえ、新たな試みと、あるいは在庫等の抱えている部分の対策等かなり踏み込んだ部分で挑戦的な部分もございまして。そういう点は、町としてもしっかりと途中チェックといいますか、確認しながら、経営状況をフォローしていかなければならないというふうにご考えております。

議長 高橋宏君。

8番 私からは1点、34ページの園芸作物次期作緊急対策ということで、次期作ということで

すから、今年の春の作付に対する資材高騰等の緊急対策ということでしょうけれども、この金額を出すに当たって、来春の分に関してどのような算定でこの金額が出されたかというのと、あと農家にはどのような形で支払われていくのかという点についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えしたいと思います。

園芸作物の次期作、高騰対策の交付金ということでございます。算定根拠ということなのですけれども、令和4年度の花弁、それからまず野菜農家に対してということなのですけれども、種苗の単価、これを基に算定をしたということでございます。単価は、全て1反歩幾らというふうにきれいに決まらない部分はあるのですが、種苗の実態ということで、それぞれ細かく費目ごとに算定をさせていただいて、積み上げたものがこの根拠になるということでございます。

それから、支払いの方法ということなのですけれども、経営所得の安定対策、農業再生協議会のほうで実施をしている実績がございまして、それを基に3月中に支払いをしたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 36ページの林業総務事業費の事業実績についてお伺いします。狩猟免許と電気柵について。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えしたいと思います。

まず、狩猟免許のほうなのですけれども、残念ながら令和4年度は実績がなかったということでございます。

それから、電気柵の設置の事業費のほうにつきましては、資料を持ち合わせておりませんでしたので、ちょっとお時間をいただきまして、後ほどお答えしたいと思います。

議長 刈田敏君。

1 番 これは、前回もそうだったのですが、狩猟免許に関してはかなりやっぱり重要視されておりますけれども、ただ募集を募っただけではこれ何ともならないと思います。今回どのようなアクション等を起こしたのか、その点お聞きします。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 猟友会のほうを通じてということなのですが、候補となると思われる方々をピックアップをして、お声がけをさせていただいたのですが、受験された方といえますか、手を挙げられた方もいらっしゃるのですが、残念ながらちょっと免許の交付というところまでいかなかった方もいるということでございます。

これからも、猟友会中心ということもありますけれども、さらに広くお声がけをさせていただきたいと、広報等でもということになりますけれども、掘り起こしをかけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6 番 24ページの地域づくり組織除雪機械購入補助金であります。こちらは今除雪機、注文してもなかなかすぐ届かないというふうな状況にあるわけですが、そんな中で町のほうからそういう補助金をいただくということなのですが、申請した後の採択の時間的なスケジュールがすごく大事になってくるのかなと思っておりますけれども、どのようなタイムスケジュールになっているかお聞きします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。お答えいたします。

豪雪地帯安全確保事業ですが、こちらの事業につきましては当初方針策定と、あとは除雪機の購入ということで事業化しております。令和3年度からの繰越事業ということで令

和4年度に取り組んでおりました。令和4年度につきましては、以前にも皆様にご説明したとおり、除雪機の購入というのができなかったという状況もありまして、まず試行的な備品購入というようなことから、乗用の除雪機1台を購入させていただいたということです。

改めて、今回除雪機を購入するに当たりまして、町のほうでも関係する地域づくり組織の代表者等との話合いですとか、あとはヒアリング等を全部行いまして、その中から今除雪機を購入というか、地域で除雪機を購入して、まず地域内の除雪に使用するというようなところの必要台数というものを確認させていただいたところです。その結果に基づきまして、令和4年度の国の補正事業が今ありまして、令和4年度で予算化して令和5年度に繰り越して事業に使うというような形になりますので、令和5年度早々にそういう申請を受付をいたしまして、補助金という形で交付をするということで、スケジュール的には令和5年度早々にまず受付、交付というような流れを取りたいというふうに思っております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7 番 1点だけお伺いします。36ページの上段の川舟地区の農地整備事業負担金の2,400万の減額、この内容について詳しく。

議長 ちょっともう一度お願いします。

7 番 36ページの上段、川舟地区農地整備事業費負担金の2,400万の減額の、その内容について。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、経営体育成基盤整備事業、川舟地区の事業の内容についてお知らせをしたいと思います。

この事業なのですが、県営事業ということで、県が中心となって行う事業ということでございます。この内容確認をしたところですが、令和4年度の実施の内容は圃場整備

の設計一式、それから水管橋設計の一式及び用地調整の一式ということになってございまして、これらを令和4年度に実施をしたということでございます。その入札残、多額に及ぶのですけれども、入札残ということで今回2,400万余の減額ということとなるということでございます。

以上でございます。

議長 早川久衛君。

9番 では、私から2点だけお伺いをします。

まず1点目、産業公社に対する2,000万の貸付けですけれども、この2,000万を貸し付ける前に、実は公社ではまだ当座預金3,500万の余裕があったのに、なぜ役場が2,000万を貸し付けるのかと、その検討をなされたのかというのが第1点目。

それから2点目は、40ページ、南本内岳の111万2,000円、この道路が悪くて当然人件費が余ったわけですけれども、営林局に対して補修とか何とかの内容を陳情しているのか、またどういう経過なのかをお知らせを願います。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうから産業公社の部分についてお答えしたいと思います。

今早川議員さんからのご指摘あったとおり、公社の当座貸越し額は5,000万円ございまして、確かに3,500万円ほどの借入れはできる状態ではございました。しかし、当座貸越しはあくまでも短期貸付けということでございまして、1年以内に返済しなければならず、現在借りている1,500万についても早期に返済すべきものでございますが、現在先ほどの状況のとおり、資金難のために今年度なかなか払える状況では今ないという状況でございました。そこで、今回町のほうで貸し付ける2,000万を活用しながら、今年度と来年度、分割して支払う計画としていただいております。そのような資金繰りの悩みを解消するための今回の2,000万というように形で、検討結果として出したところでございます。

今回の貸付けにつきましては、2,000万円を無利子の長期の貸付けということで、金融機関への長期の借入れが返済終わる令和12年度まで据置き、8年間の据置きをした中で産業公社の資金の安定化を図りながら、経営改善に取り組んでいただきたいというような内容で貸付けをお願いしたいというものでございます。

以上でございます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

40ページの7款1項3目観光費の自然保護指導員等業務委託料についての減額についてでございますが、現在南本内岳の登山口に通ずる林道、併用林道になりますけれども、この道路につきましてもは災害によりまして道路が通行止め状態が続いているのはご承知おきのところだというふうに思います。令和2年度に起こった災害だったわけですが、令和4年度におきましてはやっと設計が終わりまして、令和5年度において災害復旧工事が行われるというお話を聞いております。

あわせて、減額に至りましたのは、こういった状況でもありますけれども、国定公園、南本内岳入っておりますので、自然保護管理員について、指導員について巡回パトロールをしていただこうということで募集をしておりましたが、残念ながら本町からの通ずるルートがございませんので、そういった中では応募者がいなかったということで減額をせざるを得なかったというふうな状況でございます。

議長 早川久衛君。

9番 分かりました。ただ、産業公社の、10番さん、先ほども2,000万で大丈夫かという話ございましたけれども、今1,500万当座から借りているわけですから、あと500万しかないわけですから、本当に大丈夫なのかと、ちょっと甘い資金調達ではないかなと思いますけれども、その点は大丈夫ですか。

議長 企画課長。

企画課長 では、私のほうからお答えしたいと思います。

今回2,000万貸付けということで町のほうから計画をしておりましたけれども、この2,000万につきましては、先ほどの1,500万の短期の借入れ、貸越しの部分について全てを充てるというわけではなくて、計画的に分割でお返しして、できるだけ負担を軽減しながら回していきたいというような考え方でございます。

議長 内記町長。

町長 資金繰りに関しましては、今課長お答えしたところですが、併せましてワラビの生産をしっかり拡大していただき、県内におきましてはかなりのシェアを持ったところでございますが、現状といたしましてそれを上回るような生産状況で、今後県外を目指した販売、販路の拡大を図っていくとか、あるいは大根の一本漬け等における加工の問題、そういうような生産支援というものもパッケージで考えてございますので、今会社からの要望等を踏まえ、そしてまた経営検討、そしてまたこのような製品等への生産支援等を含めまして、今の状況でこのような提案をさせていただいているということでございます。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 先ほど刈田敏議員から質問いただきました電気柵の件数ということでございましたけれども、実績としては7件ということでございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 この内容については理解はしましたけれども、実質ここだけの問題ではないと思うのですけれども、事業実績、ただ予算入れたから、できないからというような話では、これは予算の意味がないと思いますので、その辺重々やっばり心に据えて計画を練って、そして実行していただきたいと思います。答弁はいいです。

議長 北村嗣雄君。

2番 私、1点ほど質問いたします。

35ページの農業振興費なのですが、農業者等緊急支援事業の補助金の残の減額なのですが、この補助金の補助されたいわゆる状況と、それから十分に補助しての残、減額なのか、ちょっとその辺をお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 農業者等緊急支援事業につきましてお答えしたいと思います。

今回の支援事業ということでございますけれども、内容としては人・農地プラン、地域農業マスタープラン、今ある地域における担い手として掲載されている農家に対して令和4年度の転作作物、それから主食用米の作付面積に依じて支援を行うということでございます。単価としては、1反歩当たり1,500円ということでございまして、それぞれ経営の面積に掛け算をして支給をするといった内容でございます。対象事業者としては179名です。そして、金額としては1,592万8,438円ということでございます。このような助成を行って、そしてその残余金というものを減額するといった内容になってございます。

補正予算のときにも申し上げたのですけれども、この1反歩1,500円という単価は決して十分な額ではないというふうになっております。ただ、これからも営農を継続していただきたいという町の意味、これを示すために実施をしているということでございまして、当然園芸作物の関係も今回お願いをしているわけなのですが、やはりその状況を踏まえて、これからも必要な対策をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思いますが、24ページの地域づく

り組織除雪機械購入補助金ということで、これは除雪機1台のどのぐらいの値段なのか、何台を予定しているのか、その辺をちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

除雪機の購入補助金ということで予算措置をさせていただいておりますけれども、補助につきましては1台上限額を250万円というふうにしております。こちらにつきましては、コミュニティ助成事業という宝くじ事業の上限額250万円というところで、昨今除雪機の購入をされる、この事業を使いましてコミュニティ助成事業を使って購入されている地区も増えてきていることから、そこに合わせた額というふうにしていくところです。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第12号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算(第6号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため11時10分まで休憩いたします。

す。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第2、議案第13号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第13号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,664万4,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

8ページをお開きください。1款1項1目一般管理費1万9,000円の増額、1款2項1目賦課徴収費1万6,000円の減額は、年度末までの給与、共済費の見込額を精査し、予算の調整を行うものです。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分、2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、3項1目介護納付金分は、歳入の保険税、保険基金安定繰入金及び未就学児均等割保険料繰入金の補正に伴い、それぞれ財源調整を行うものです。

9 ページ、5 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費60万円の減額は、特定保健指導対象者の人数及び受診率向上事業の事業費の確定に伴い、減額をするものです。

6 款 1 項 1 目財政調整基金積立金203万3,000円の増額は、歳入の保険税、基金利子及び繰入金の補正に伴い財源の調整を行い、財政調整基金に積み立てるものです。

8 款 2 項 1 目繰出金9万円の減額は、保健事業の実績見込額を精査し、病院会計への繰り出しを減額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税166万2,000円の増額、4 款 1 項 1 目利子及び配当金2万8,000円の減額は、収入見込額の精査により調整するものです。

3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金9万円の減額は、歳出で説明しました病院会計の繰出金の補正に伴い、減額するものです。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金40万2,000円の増額、7 ページ、2 項 1 目基金繰入金60万円の減額は、歳出で説明しました総務費、国民健康保険事業費納付金及び特定健康診査等事業費の補正に伴い、財源を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第13号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決

します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第14号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第14号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1 ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ849万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億344万5,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金849万1,000円の減額は、保険基盤安定事業費負担金の確定及び保険料納付金見込額の精査により減額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6 ページを御覧ください。1 款 1 項 2 目後期高齢者医療保険料、普通徴収保険料312万9,000円の減額は、保険料の収入見込額の精査により減額するものです。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金536万2,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴い、減額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定く

でございますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第14号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4、議案第15号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第15号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,191万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,683万2,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,156万4,000円にしようとするものです。

保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは初めに、保険事業勘定における補正予算の内容について歳出から説明いたします。

9ページをお開きください。2款1項介護サービス費等諸費480万円の減額、2款2項介護予防サービス等諸費400万円の減額、10ページ、2款4項高額介護サービス費等諸費50万円の増額、2款6項特定入所者介護サービス等諸費500万円の減額、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費700万円の減額は、それぞれのサービス給付実績の見込額を精査し、補正するものです。

3款1項2目一般介護予防事業費27万円、3款1項3目介護予防ケアマネジメント事業費53万円、3款2項包括的支援事業・任意事業費44万5,000円、11ページ、3款3項包括的支援事業費35万8,000円の減額は、各事業の実績見込額の精査により減額するものです。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金9,000円の減額は、基金利子の収入見込額に応じ減額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをお開きください。1款1項介護保険料1,311万1,000円の減額は、介護保険料の収入見込額の精査により減額するものです。

3款1項国庫負担金216万円の減額、3款2項国庫補助金441万円の増額、4款1項支払基金交付金569万7,000円の減額、7ページ、5款1項県負担金216万2,000円の減額、5款2項県補助金112万9,000円の減額、7款1項他会計繰入金205万4,000円の減額は、歳出、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みにより補正するものです。

6款1項1目利子及び配当金9,000円の減額

は、介護給付費準備基金の利子を減額するものです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳入について説明いたします。16ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目介護予防サービス計画費収入34万2,000円の減額は、介護予防サービス計画費の収入見込額により減額するものです。

2 款 1 項 1 目一般会計繰入金17万円の減額は、令和3年度決算の確定により、3 款 1 項 1 目繰越金が17万円の増額となることから調整を行うものです。

次に、歳出の説明です。17ページを御覧ください。1 款 1 項 1 目一般管理費は、歳入で説明しました一般会計繰入金及び繰越金の補正に伴い、財源の内訳を調整するものです。

2 款 1 項 1 目介護予防支援事業費34万2,000円の減額は、介護予防ケアマネジメント業務委託の実績見込みにより減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4 番 今ご説明いただきました9ページ、歳出のところでお尋ねしますが、各介護サービスで減額となっているものが多くありますが、こういったところではコロナが影響していたのかどうかという点でお伺いをしたいと思います。

それから、居宅介護福祉用具購入の若干の増額がありますが、こういったところの状況というのはどうなっているのか、お願いをいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、9ページの歳出にございます介護サービス等諸費以下、介護予防サービス関係の各給付関係につきましては、例年当初予算につきましては前年度、それから前々年度の実績の、給付実績の伸び率から、それぞれ

の予算を計上させていただいておるところです。実際これまで介護給付費につきましては、伸び率が徐々に年々伸びてきておりましたので、それを見込んでの今回当初予算についても不足が生じない程度ということで、少し多めに当初予算を計上させていただいているところになります。

実際のところ、今回実績に基づいて減額するところが多々あったところなのですが、コロナの影響が出ていたかということにつきましては、実際サービスにつきまして事業所が一旦休止したりだとかいうところもありますし、どうしてもコロナの関係でクラスターが生じて、他町村でもそうなのなのですが、クラスターが生じた際に入退所のところで一定程度制限をかけたということもございますので、若干ではありますけれども、コロナの影響は受けているものと感じております。

ただし、ちょっと今現在認定者の状況だとか、被保険者の状況が減少傾向に実のところありますので、そういうところの減、給付費の減というのも見られているのかなと思っているところです。

そして、福祉業務につきましては、今回在宅介護サービス給付費が伸びているような形で、実際在宅にしながらサービスを受けている方もいらっしゃるということで、つえの購入ですとか、例えばお風呂の入浴の際にシャワーチェアだとか、それからあとお風呂をまたぐときの手すりだとかというところで、福祉用具のほうの、在宅にしながら暮らせるようなところでの福祉サービスの購入が増えているということになります。

議長 深澤重勝君。

7 番 1点だけお伺いします。6ページの歳入の部分で、1 項 1 目、1,311万1,000円の減額、これは保険料収入の見込みの減額ということでしたが、ちょっと金額が大きいので、どういう中身のものか説明願いたいと思います。

議長 税務課長。

税務課長 減額の理由についてお答えしたいと思います。

当初予算の段階で、前年度被保険者と前年度に65歳に到達した被保険者から推計して予算計上しているものでございますが、今年度、予想以上に亡くなられた方が多かったこと、または所得が減少したことに伴い、保険料の段階も下がったことが多かったということが理由となります。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第15号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第16号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第16号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,216万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億

1,174万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり、2事業の限度額を変更するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

8ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、11節役務費、通信運搬費3万4,000円の増額及び18節負担金、補助及び交付金34万4,000円の増額は、支出見込額の精査により増額をするものです。24節積立金は、下水道事業基金利子の収入見込額に応じ、基金積立金1,000円を減額するものです。

1款2項1目公共下水道施設管理費湯田地区分、10節需用費、光熱水費については、湯田浄化センター等の電気料金に不足が見込まれることから60万3,000円を増額するものです。11節役務費、通信運搬費については、支出見込額の精査により2万3,000円を増額するものです。12節委託料については、事業費の確定に伴い72万円を減額、同様に14節工事請負費についても事業費の確定に伴い、50万円を減額するものです。17節備品購入費については、湯田浄化センターの消火器更新のため9,000円を増額するものです。同じく沢内地区分、10節需用費、光熱水費については沢内浄化センター等の電気料金に不足が見込まれることから28万1,000円、11節役務費、通信運搬費については支出見込額の精査により1万1,000円を増額するものです。12節委託料については事業費の確定に伴い、15万8,000円を減額し、17節備品購入費については沢内浄化センターの消火器更新のため1万

4,000円を増額するものです。

9ページになります。2目合併処理浄化槽管理費については、事業費の確定により10節需用費、修繕料20万4,000円、11節役務費、汚泥汲取手数料154万7,000円、24節積立金、下水道事業基金積立金50万1,000円をそれぞれ減額するものです。

1款3項1目特定地域生活排水処理施設整備事業費、14節工事請負費は、事業費の確定に伴い、985万7,000円を減額するものです。

2款1項1目元金については、下水道事業資本費平準化債の減に伴い、財源の調整を行うものです。2目利子については、償還利子の額の確定により9,000円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、7ページをお開きください。1款1項2目浄化槽事業分担金35万4,000円の減、3款1項1目浄化槽事業費補助金117万8,000円の減、4款1項1目浄化槽事業費補助金50万1,000円の減、6款1項1目一般会計繰入金232万8,000円の減については、浄化槽市町村整備推進事業等の事業費の確定に伴い、それぞれ減額するものです。

5款1項1目利子及び配当金については、下水道事業基金利子の収入見込額により1,000円を減額するものです。

9款1項1目下水道事業債は、下水道事業資本費平準化債を10万円減額し、2目浄化槽事業債は浄化槽市町村整備推進事業の事業費の確定に伴い、840万を減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第16号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第17号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第17号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,278万5,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金は、支出見込額の精査により2万7,000円を増額するものです。

1款2項1目施設管理費、14節工事請負費は、事業費の確定に伴い200万円を減額し、17節備品購入費は北川舟浄化センターの消火器を更新するため5,000円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧く

ださい。4款1項1目一般会計繰入金260万5,000円を減額し、5款1項1目繰越金63万7,000円を増額し、今回の補正予算の財源調整を行うものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第17号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第18号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第18号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,785万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目温泉施設管理費、10節需用費、光熱水費83万1,000円の減額、11節役務費、建物共済保険料21万1,000円の減額、12節委託料、峠山パークランド管理業務委託料200万円の減額については、西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針に基づき進めてきた施設ごとの方針決定に伴い、今年度事業費の精査により減額するものです。12節委託料、穴ゆっこ解体工事実施設計業務委託料5万5,000円の減額、真昼温泉源泉コンプレッサ保守管理業務委託料37万1,000円の減額及び砂ゆっこ源泉コンプレッサ保守管理業務委託料7万7,000円の減額並びに14節工事請負費24万9,000円の減額は、事業費の確定により減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。1款1項1目、真昼温泉使用料60万円の減額、丑の湯使用料150万円の減額は、使用料収入実績見込みによるものです。

2款1項1目利子及び配当金については、温泉開発整備基金利子の収入見込額の精査により1万1,000円を減額するものです。

3款1項1目一般会計繰入金169万4,000円の減額は、歳出に対応して財源の調整を行うものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第18号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第19号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第19号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的収支予算の収入において、以下については患者数の減少による入院及び外来収益の減額と人間ドック検診受託件数の減などによる減額を、また医業外収益のうち他会計補助金と県補助金の増額を行い、合わせて212万9,000円を増額し、収益的収入の総額を9億5,552万2,000円とするものです。支出においては、材料費のうちコロナウイルス感染症に関わる薬品費の増と、光熱水費のうち電気料の増、医療機器等の修繕による経費の増額と、医科及び歯科における応援診療回数及び出張診療費の減、職員に関わる研修費等の減額を行い、合わせて518万1,000円を増額し、収益的支出の総額を10億2,551万2,000円とするものです。

資本的収支予算については、今年度予定しておりました医師住宅整備及び医療機器等の整備更新に伴う事業費が確定したことから、収支と

もに649万6,000円を減額し、資本的収入及び支出の総額をそれぞれ1億874万円とするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容につきまして私から引き続き説明をいたします。

予算書1ページをお開きいただきたいと思います。第1条では、令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによらし、第2条においては業務の予定量の補正を行っております。

第2条の(2)、年間患者数の入院分でありませんが、当初予算では1万220人を予定したところでしたが、12月までの実績を勘案し、この人数を下回る見込みであることから1,205人の減額とするものです。外来分につきましては、当初見込みから2,095人の減とするものです。

(4)の成人病検診、町から委託を受けている人間ドックではありますが、こちらも受診者数の減により予定量を見直すものです。

また、(5)、主な建設改良事業については、事業が終了し、事業費が確定したことに伴う減額であります。

第3条では、収益的収入で、病院事業収益合計で212万9,000円を増額に対し、病院事業費用合計は518万1,000円を増額となり、この結果、今年度の単年度収支でいわゆる赤字額は、当初計画より305万2,000円増の6,999万円となる見込みであります。

第4条は、資本的収支予算において、資本的収入及び支出でそれぞれ649万6,000円の減額を行うものです。

2ページ目を御覧ください。第5条は、企業債の補正ですが、医療機器等整備事業及び医師住宅整備事業の事業費の確定に伴い、限度額を減額するものです。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第19号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第9、議案第20号 令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第20号 令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条では、令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによらし、第2条では収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては水道事業収益について、既決予定額3億4,656万2,000円から228万3,000円を減額し、収入の総額を3億4,427万

9,000円に、支出においては水道事業費用について、既決予定額4億126万4,000円に360万2,000円を追加し、支出の総額を4億486万6,000円にしようとするものです。

2ページをお開きください。第3条では、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては既決予定額2億7,544万円から172万3,000円を減額し、収入の総額を2億7,371万7,000円に、支出においては既決予定額4億2,748万円から52万8,000円を減額し、支出の総額を4億2,695万2,000円にしようとするものです。

第4条では、中部第一浄水場急速ろ過機ろ材交換工事業費の確定に伴い、企業債の限度額を1,040万から990万円に変更するものです。

3ページを御覧ください。第5条では、他会計からの補助金の額1億6,454万2,000円を1億6,576万7,000円に改めようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の補正予定額の内容について説明いたします。8ページをお開きください。収入から説明いたします。1款1項1目給水収益については、水道料金の収入見込額の精査により、544万5,000円を減額するものです。2目その他の営業収益については、水道加入金として29万7,000円、給水装置工事業業者指定手数料として21万8,000円をそれぞれ増額するものです。

1款2項2目他会計補助金については、繰り出し基準に基づき、一般会計からの補助金として122万5,000円を増額するものです。3目長期前受金戻入について、長期前受金戻入として11万2,000円を減額し、他会計負担金戻入として61万円、工事負担金戻入として55万9,000円

をそれぞれ増額するものです。4目雑収益については、事業費の確定に伴い、36万5,000円を増額するものです。

9ページを御覧ください。支出について説明いたします。1款1項1目原水及び浄水費、光熱水費は浄水場等の電気料金に不足が見込まれることから200万円の増額、委託料は事業費の確定に伴い83万6,000円の減額、賃借料についても事業費の確定に伴い、45万5,000円を減額するものです。修繕費は、下の沢ポンプ場の部品交換が必要になり115万5,000円、湯川浄水場に配置してあるハンドガイド除雪機の部品交換に4万4,000円、合わせて119万9,000円を増額するものです。

2目配水及び給水費、委託料は事業費の確定に伴い、16万1,000円を減額するものです。修繕費は、突発的な事故等に対応するため、配水管修繕費として66万3,000円を増額するものです。

3目総係費、賞与引当金繰入額は、職員の人事異動に伴い、6,000円を減額するものです。委託料については、キャッシュレス化の導入に伴い、金融機関への送信データの仕様を変更する必要があることから33万円を増額補正しておりましたが、その後、仕様変更の必要がないことが明らかとなり、その分を減額するものです。

4目減価償却費、有形固定資産減価償却費について、事業精査により91万7,000円を増額、無形固定資産減価償却費についても同様に61万1,000円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予定額の内容について説明いたします。10ページを御覧ください。資本的収入についてですが、1款1項1目企業債については、中部第一浄水場急速ろ過機ろ材交換工事の事業費の確定に伴い、50万円を減額するものです。2項1目他会計出資金についても、同工事の事業費の確定に伴い、一般会計からの出資金等を調整し、122万3,000円を減額するものです。

続いて、支出について説明いたします。1款1項1目水道施設改良費、修繕費については、中部第一浄水場急速ろ過機ろ材交換工事の事業費の確定に伴い、52万8,000円を減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 1点ほどお聞きしたいと思います。

8ページの収益的収入において、営業収益における給水収益がマイナス544万5,000円の減額ということではありますが、この減額は特別というか、何かそういった原因があつての給水量が少なかったということなのか、予定額が少し過大に措置されてこういった減額になったのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 要因としては、2つあると考えておりまして、1つは全庁的な給水人口の減少等により、水道事業全体として収益減になったということ。それから、2つ目としては、昨年4月以降の温泉施設の廃止、あるいは時間短縮による営業等による要因が大きかったものというふうに考えております。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第20号 令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算(第4号)について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第30号 第2次西和賀町総合計画後期基本計画を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第30号 第2次西和賀町総合計画後期基本計画を定めることについて提案理由を申し上げます。

この議案は、第2次西和賀町総合計画基本構想に基づき、令和5年度を初年度とし、令和7年度までの3年間を計画期間とする第2次西和賀町総合計画後期基本計画を定めるに当たり、西和賀町まちづくり基本条例第20条第2項及び西和賀町議会基本条例第9条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

後期基本計画の策定に当たりましては、西和賀町基本構想審議会に対して諮問を行い、町による前期基本計画の検証や住民懇談会、住民アンケート、各種団体等ヒアリングなどでの意見や要望を基に、事務局案に検討を加えていただきながら答申をいただいたものです。後期基本計画は、基本構想及び前期基本計画を受け継ぎながら、本町を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めるため、町の将来像を「未来へつなぐ 豊かな自然 豊かな心 笑顔あふれる健幸のまち」と掲げ、町民一人一人が健康で幸せを実感できるまちづくりに取り組むものでございます。

計画の詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、ただいま上程されました議案第30号 第2次西和賀町総合計画後期基本計

画を定めることについてご説明いたします。

お手元の計画書の8ページをお開きください。第3章の第2次総合計画前期基本計画の検証として、前期基本計画における取組を検証した結果と目標指標として掲げた78指標の達成状況の結果を示しております。

次に、基本構想の説明に入らせていただきます。後期基本計画における基本構想については、前期基本計画から変更はございませんが、改めて基本構想の説明からさせていただきます。

18ページをお開きください。第1章、まちの将来像とまちづくりの目標でございます。基本構想では、町の将来像を明らかにし、その実現のためにまちづくりの理念や方向性を表すまちづくりの目標を定め、平成30年度から令和7年度までの8年間を計画期間としております。町の将来像は、「未来へつなぐ 豊かな自然 豊かな心 笑顔あふれる健幸のまち」と掲げ、町民一人一人が健康で幸せを実感できるまちづくりに取り組むものでございます。

町の将来像の実現のために、まちづくりの理念や方向性を表すまちづくりの目標は、18ページ下段から記載しております1つ目の目標、目標1はいきいきと健幸に暮らすまち、2つ目の目標2は地域に誇りを持ち、豊かな心を育てるまち、3つ目の目標3は地域資源を活かし、魅力ある産業のまち、4つ目の目標4は住みよい環境と安心な暮らしのまちの4つの目標を掲げてございます。

20ページをお開きください。第2章、目標達成のための方策として、町の将来像の実現やまちづくりの目標の達成のためには、行政として安定した行財政の基盤をつくることが重要と考え、同じく令和5年度を初年度とする第3次行政改革大綱に掲げた重点推進事項の行政の効率化と財政の健全化の2つの項目を目標達成のための方策として位置づけ、住民ニーズの変革に見合った行政サービスを持続的に提供できる仕組みづくりに取り組むものでございます。

次に、持続可能な開発目標SDGsの説明に入らせていただきます。21ページを御覧ください。持続可能な開発目標SDGsは、平成27年の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットなどから構成される国際目標です。この考え方は、本計画に通じるものがあることから、本町としても推進していくこととし、後期基本計画では計画との関連性を明示するため、基本施策ごとに関連するSDGsアイコンを表示しています。

次に、後期基本計画の説明に入らせていただきます。26ページをお開きください。後期基本計画全体の施策の体系図を示しています。上段には町の将来像、中段には町の将来像の実現のために取り組むまちづくりの目標と後期基本計画に掲げる重点プロジェクトを示しております。下段は、行政が取り組む目標達成のための方策を示しております。

まちづくりの目標、重点プロジェクト、目標達成のための方策の具体的な内容を説明させていただきます。27ページを御覧ください。第1章、領域別計画として、まちづくりの目標1から目標4について説明をさせていただきます。初めに、まちづくりの目標1、いきいきと健幸に暮らすまちの保健医療福祉領域では、基本施策として（1）から（5）の5項目を掲げ、さらに基本施策ごとに具体的施策としてそれぞれ項目を掲げてございます。

それでは、基本施策ごとに具体的な説明をさせていただきます。28ページをお開きください。基本施策（1）の生涯を通じた健康づくりの推進です。基本施策ごとに関連するSDGsアイコンをページの右上に表示しています。上段の1つ目の丸、現状と課題には、具体的施策の項目ごとに現状と課題を記載しております。下段の2つ目の丸、具体的施策ごとの取組方向には、後期基本計画期間中に取り組む内容を記載しております。

29ページの中段の3つ目の丸、成果指標には、様々な施策や事業に取り組んだ成果として、目標とする指標と目標値をそれぞれ掲げております。成果指標の現状値は令和3年度末、目標値は後期基本計画の最終年度となる令和7年度末としております。一番下の4つ目の丸、基本施策に関連する計画には、関連する各種計画名と計画期間を記載しております。

それでは、具体的施策の主な内容についてご説明をさせていただきます。基本施策（1）の生涯を通じた健康づくりの推進の具体的施策では、世代ごとの健康づくりとして健診や健幸ポイントの充実、シルバーリハビリ体操などを普及し、健康寿命の延伸の取組を進めてまいります。

31ページの基本施策（2）の地域包括ケア体制の充実による共生社会の実現の具体的施策では、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される包括ケア体制の充実として地域の見守りや生活支援体制の構築を図るとともに、活動の拠点となる、仮称ですが、保健センターの建設も検討しています。

34ページの基本施策（3）の地域を支える人材（担い手）育成の具体的施策では、地域を支える人材確保のため、医師や医療従事者養成事業に加え、介護福祉事業所従事者奨学金返還支援事業に取り組むとともに、ボランティア活動の支援を進めてまいります。

36ページの基本施策（4）の子育て環境の充実の具体的施策では、子育てニーズに対応した子育て環境の充実や切れ目のない支援体制の整備を図ります。

38ページの基本施策（5）の医療の充実の具体的施策では、救急医療体制の拡充と包括ケア病床の導入による患者サービスの向上を図るとともに、民間診療所との病院診療所等連携会議を定期的実施し、連携の強化を促進してまいります。

41ページをお開きください。まちづくりの目

標2、地域に誇りを持ち、豊かな心を育てるまちの教育文化領域では、基本施策として（1）から（4）の4項目を掲げてございます。

42ページをお開きください。基本施策（1）の生涯学習の推進と環境の充実の具体的施策では、様々な世代に対応した生涯学習講座を開設するとともに、男女共同参画への意識づくりに取り組みます。

44ページの基本施策（2）の未来を担う子どもたちの生きる力を育む学校教育の具体的施策では、英語活動の支援と公営塾の継続、コミュニティ・スクール制度を生かした学校づくりに努めるとともに、心を大切にされた教育活動を展開してまいります。

48ページの基本施策（3）、だれもが参加できる生涯スポーツの振興の具体的施策では、住民が体力やレベルに応じたスポーツ活動ができるよう、指導者の育成や社会体育施設の整備に努めるとともに、学校運動部活指導士の資格取得の支援を進めてまいります。

50ページの基本施策（4）の地域の歴史や文化の継承と創造の具体的施策では、文化財の適正な保護、管理を進めるとともに、文化芸術の鑑賞機会の確保と集客によるにぎわい創出に取り組んでまいります。

52ページをお開きください。まちづくりの目標3、地域資源を活かし、魅力ある産業のまちの産業領域では、基本施策として（1）から（4）の4項目を掲げてございます。

53ページを御覧ください。基本施策（1）の農林業の振興の具体的施策では、担い手支援や労働力不足解消の取組などを進めるとともに、基盤整備をはじめとする生産体制の強化を図ってまいります。

58ページの基本施策（2）の商工業の振興の具体的施策では、ユキノチカラ協議会における商品開発や販路拡大などの活動支援、町の魅力発信に継続して取り組むとともに、創業支援事業計画に基づく支援、農産物の産業間連携を図

る対策を講じてまいります。

61ページの基本施策（3）の観光産業の振興の具体的施策では、観光情報の収集・分析・発信方法の検討を進め、着地型旅行商品の造成等、観光客の受入れ環境の整備を支援してまいります。

64ページの基本施策（4）の雇用・人材育成の推進の具体的施策では、U I J ターンの希望者等への雇用支援や商工団体と連携した後継者対策事業の取組、地域おこし協力隊の活動を支援してまいります。

66ページをお開きください。まちづくりの目標4、住みよい環境と安心な暮らしのまちの生活領域では、基本施策として（1）から（4）の4項目を掲げてございます。

67ページを御覧ください。基本施策（1）のコミュニティ活動の推進の具体的施策では、町出身者等に対する地域情報の提供や、地域と関わる機会の提供による関係人口の拡大を目指すとともに、地域づくり組織の活動支援、集落支援員の体制強化を進めてまいります。

69ページの基本施策（2）の安全で快適な交通環境の充実の具体的施策では、道路環境の整備を進めるとともに、除雪のオペレーターの確保や民間委託除雪の検討、J R 北上線の維持存続に向けた取組を進めてまいります。

72ページの基本施策（3）の安心して暮らせる居住環境の推進の具体的施策では、自然景観の保持や老朽化した公共施設の除却の検討を進めるとともに、空き家バンク利用拡大や空き家活用に対する支援などによる居住、移住環境の整備、若者の住みよい環境づくりを推進してまいります。

78ページの基本施策（4）の地域の安全の確保の具体的施策では、消防団の確保、消防団機能の強化に取り組むとともに、自主防災組織の活性化を図ることによって、災害に強い地域づくりを推進してまいります。また、交通安全や防犯体制の強化などにより、安心で安全なまち

づくりを推進してまいります。

81ページをお開きください。第2章、重点プロジェクトとして、後期基本計画の3年間の期間中に町が抱えている人口減少や少子高齢化などの課題の解決に向け、領域の垣根を越え重点的かつ横断的に取り組む5つの施策を位置づけてまいります。西和賀町にとって雪は切っても切れないものであり、雪を考えずにまちづくりはできないことから、町民の暮らしや生活の質を高め、地域を豊かにしていくため、後期基本計画では新たに5つを重点プロジェクトとして位置づけ、具体的な施策の取組を進めてまいります。

1つ目は、人・暮らしづくりプロジェクトです。西和賀を担う者の確保と育成により、持続性と活力あるまちづくりを目指してまいります。

2つ目は、定住促進プロジェクトです。若者、子育て家族、移り住みたい希望に対応した受入れ環境の充実を目指し、居住・子育て・仕事の環境づくりを図るほか、地域と関わる機会を提供することで、関係人口の拡大を目指してまいります。

3つ目は、健康増進プロジェクトです。保健予防や生涯学習、体育振興に取り組み、町民の心身の健康づくりと健康寿命の延伸を目指してまいります。

4つ目は、産業振興プロジェクトです。農林業と観光、商工業の連携による商品やサービス提供、西和賀町の知名度向上を図るとともに、誘客、交流・関係人口づくりに向けた「地域ブランド」構築による相乗効果の発揮を目指してまいります。

5つ目は、景観形成プロジェクトです。西和賀の景観特性、景観づくりの理念・方向性の整理、計画づくりを行い、景観を阻害している要素を取り除き、大切にしていきたい景観要素を残し、景観保全と育成によって、四季折々の美しい景観づくりを目指してまいります。

最後に、目標達成のための方策として、まち

づくりの目標を達成するために行政が取り組む第3次行政改革大綱に掲げた内容をご説明させていただきます。85ページをお開きください。目標達成のための方策1の行政の効率化では、基本施策として(1)から(3)の3項目を掲げてまいります。

86ページの基本施策(1)の業務改革の推進では、事務事業のスリム化として効率、効果的な行政サービスの提供に努め、押印見直しによる町民の負担軽減、利便性の向上、マイナンバーカード活用による電子申請実施など、DX、デジタルトランスフォーメーションの取組を推進するとともに、まちづくり意見交換会を開催し、課題の把握に努めてまいります。

88ページの基本施策(2)の職員の人材育成と定員管理では、毎年度研修計画を定め、外部研修へ積極的に派遣するとともに、適正な職員の定員管理に努めてまいります。

89ページの基本施策(3)の広域連携及び公民連携の推進では、奥州市、北上市、金ケ崎町と連携している定住自立圏による広域連携などを推進するとともに、施設整備や公共サービスへの民間資金活力の導入について可能性を検討してまいります。

90ページをお開きください。目標達成のための方策2の財政の健全化では、基本施策として(1)から(5)の5項目を掲げてまいります。

91ページの基本施策(1)の中期財政計画の推進では、中期財政計画に掲載した収支改善策に着実に取り組むとともに、決算状況や交付税の交付額を踏まえ、毎年度計画の見直しを行ってまいります。

92ページの基本施策(2)の財源の確保では、債権管理マニュアルに基づき、未収金の適正な回収に取り組むとともに、新たな資金運用方法として国債の購入などの検討をしてまいります。

93ページの基本施策(3)の公共施設等の適正管理では、個別計画の策定を引き続き進め、

公共施設の維持管理や更新方針の検討を進めてまいります。

94ページは、基本施策（4）、公営企業の経営健全化では、各公営企業の経営戦略等に基づく経営健全化に努めてまいります。

96ページの基本施策（5）の第三セクターの経営改善では、町が出資する第三セクター3社の経営状況を把握し、情報公開に努めるとともに、施策連携などにより地域活性化を進めてまいります。

最後に、第2次総合計画は、総合かつ計画的な行政の運営を図るための計画でありますので、総花的という印象を持たれることもあるかと思えます。総合的な計画ということをご理解いただくとともに、これら施策の推進に当たりましては重点プロジェクトの施策に取り組みながら、緊急性や重要度が高いものなどを選択と集中により計画的に進めていくものと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 私からは、1点ほどお聞きしたいと思えますが、私も基本構想審議会のメンバーということで町長に答申した立場でありますので、あまり具体的な施策についてというよりは、大枠で広く町民の皆様方に町長の考えているその考えをご説明いただきたいということで質問をしたいというふうに思います。

26ページのこの体系図の中に、後期基本計画重点プロジェクトということで各プロジェクトの上に「雪」という表記がございます。施政方針演説でも説明がありましたが、雪を枕言葉とした重点プロジェクトとして位置づけたということの説明をされたわけですが、81ページ以降、その重点プロジェクトについての記述がありま

すが、特にここで、この体系図で雪を意識しながらということのまちづくりをしていきたいということでご説明をいただいたわけですが、実際の重点プロジェクトを見ると、雪を意識したような、そういうプロジェクトがあまりないというか、感じられないような気がしますが、その点についてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

雪を枕言葉にと言いましたのは、やはりいろんな生活環境、文化の向上、産業の振興を、西和賀地域で方策を考えていく上で雪ということ、夏場を考えるとどうしても忘れがちになりますけれども、雪ということ念頭に取組むというような考え方を示したものでございます。

生活におきましては、やはり除排雪等、生活基盤に関わるような場面におきまして、今年度克雪計画に取り組みさせていただいているというようなこと、それに基づいて施策展開をしていくのだと。こういうことで雪を念頭に置いた取組を進めている考えでございますし、また文化におきましても、雪国ならではのということで、いろいろな文化創造に関わることで取組をさせていただくということでございます。

産業におきましては、この間から議論いただきましたユキノチカラプロジェクトに見られますように、雪国ならではの素材等を生かしたものでブランド化し、西和賀らしさを出して発信していく。それがいろいろな共感を呼ぶことによって広がりを持っていくのだというような展開も進めさせていただいております。今のような考え方で、いろんな分野において雪を考えていくということでございます。

雪に併せて寒さということもあります。すぐにはなかなか実現できないことではありますが、例えば住宅問題につきましても冬の生活、寒い時期の生活を考えた生活スタイルの在り方なども生活の質の向上においては重要であるという

課題意識を持っておりましたので、そういうようなことも含めまして、いろんな分野で雪ということを中心に考えていくのだということを中心に今回の枠組みの中で進めさせていただいたというものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長 高橋宏君。

8番 私は、こまいといいますか、部分にちょっとなるかもしれませんけれども、3点ほど質問したいと思います。

最初は、いきいきと健幸に暮らすまちづくりということで、地域包括ケア体制の充実、31ページにあります。この地域包括ケア体制の充実のためにということの具体的施策として、32ページには保健センターの建設を検討すると。また、36ページに子育て環境の充実ということで、出産、子育ての健診等で保健センターの建設というふうにあります。重要な地域包括、出産、子育てから介護に至るまでという非常に重要な施策だと思うのですけれども、それを実現するために保健センター建設というのはちょっと方向性として、物を建てれば施策ができるものではないと思いますし、現在でもやっていることでしょうし。この保健センターというのは、大分前から話があって、でもなかなか建設が進まないと言うのであれば、なかなか財政的に厳しい中で新しいものを建てるという考え方よりも、今あるものを使う。建物を建てても中に入る人というのは、ある程度限られているでしょうし、やるためには建設を目標にするのではなくて、施策をどこの場所かを使って、今あるものの中でこの施策を続けていくようなふうに変えるというか、そういう考え方を持ったほうがいいのではないかというのが1点です。

あとは、79ページに消防団活動についての見直しがあります。私も消防団ですので、この基本的考え方については賛成なのですけれども、これを実際実現するためには消防団の意識改革というのが必要ではないのかなと思っています。なかなか今までの活動を変えていくということ

に対して、現在の消防団、幹部の皆さんとか団員の皆さん、こういうことを思っている、では実際はどういうふうにやっていかなければいけないとか、そういう面で意識改革についてはどのように取り組んで、この方向性に持っていくとなされているのかというのが2点目です。

最後に、96ページ、第三セクターの経営改善ということで、午前中にも産業公社に貸付けることが提案されました。以前、私の記憶では、この第三セクターについて、それぞれ経営について良好なところとあまりうまくいっていないところがあって、合併も視野に入れてというような話があったと思うのですけれども、今回のこの計画の中にはそういう文言が出てきませんので、統合、合併というよりは今ある第三セクターそれぞれ経営改善に向かうという考え方の確認です。お願いします。

議長 内記町長。

町長 それでは、私から保健センターのほうと第三セクターの考え方についてお答えをさせていただきます。

保健センターにつきましては、今お話ありましたように、病院を造る際、それ以前から検討がなされて、それまでもあるにはあっても、新たな視点での保健センターという意味で建設、そしてそれがなぜ必要かという検討もなされ、一時は病院の建築の際に、相当程度デザインぐらいまで進んだように私自身情報としては得ているつもりでございます。その後、また時間もたち、今お話しのようにさらなる人口減少、少子化等の中で、単純にそのときの発想でいいのかということが時間の経過とともに課題としてあるというふうに認識しております。

それと、今お話ありましたような既存の施設等を含め、検討をしっかりとやるのだという位置づけでございます。病院の先生方との意見交換の中にも、かなり病院自体としては包括ケア病床等を設けて踏み込んだ対応をしていただいておりますけれども、さらなるというときにやはり

保健センターの在り方等についてはしっかり考えていかなければならないという提言もいただいておりますので、そういうものを含めて進めさせていただきたい、そういうものの位置づけとしてさせていただいたということで考えてございます。

それから、第三セクターにつきましては、いわゆる第三セクターと言われるものは3つございまして、私社長なり、あるいは会長なりの立場で関わらせていただき、またなる前に町長としての立場で考えてみて、この1年ほどいろいろ管理運営に関わらせていただいておりますけれども、それぞれの役割と性質それぞれの今の状況というのがありまして、そういうことを踏まえると、伸びるところはしっかり伸ばし、あるいはそういう産業面ではなくて、公共的な部分担っている部分についてはそれも含めてそこをしっかりとする一方、果たして目的に合った経営スタイルかどうかと、法人のスタイルかどうかという点で非常に疑問を持っている三セクもあります。そこをしっかりと仕分して取りかからなければいけないというふうに思っております。

そうした中で、法人の経営体として目的に合致しているか、今のやっていることと合致しているかというものについては、ほかの第三セクター的なもの、法人等とあるいは団体等との在り方の中で統廃合なり、あるいは今のままでというようなことも含めてさらに在り方について、あるいは支援の方法について、伸ばし方について進めさせていただきたいという思いでおります。そういうことを一応この計画上で、今のような表記で提示させていただいているというふうなことでございます。よろしく願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 消防団の関係について私のほうからお答えさせていただきます。

まず、消防団を取り巻く環境といたしまして

は、全国的に消防団員の確保が難しいという状況があります。令和4年4月には、国の方針を受けて町のほうでも消防団員の報酬等の改正を行い、待遇改善を図ってきたところであります。ただ、それだけ、その報酬の部分だけでの待遇改善ではなく、それ以外にも何か消防団員を確保していくために必要なものを導き出していかなければならないというふうな考え方で、このような表記をさせていただいたところであります。

まず、町が主導となってというよりは、やはり消防団員が皆さん、幹部会議はじめ、それぞれいろいろな考えをお持ちでありますので、幹部会等を通してどのような形で消防団活動をしていくのがいいのか、団員確保も含め、どのような活動体制をしいていくのか、そういうような部分について町と消防団と一緒に協議を進めていければなというふうな考え方であります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 保健センターについては、今町長の答弁からすると、保健センターの建設にこだわるのではなくというふうに理解しましたがけれども、建設にこだわるのではなく、この内容の充実といえますか、保健センターのやるべき仕事を優先というか、そのことを重点に置いて進めさせていただきたいと思っておりますし、そういうことであるかの確認が1点と。

消防団につきましては、今担当課長言われましたように、消防団と協議するのは当然だと思いますけれども、意識改革のためには役場のほうからいろんな情報、例えば数値的なものとか、ここではこんなことをやっているとか、意識改革のためにはそういうバックとなるような数値のようなものも必要だと思いますので、近隣市町村とかのほうからの数値などを見せながら、やっぱり今のままではどんどん減少していくので、変えていかなければいけないというふうな情報提供をしていただきたいと思います。最初

の点について確認だけお願いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

現段階のちょっと曖昧な答弁を受け取られても恐縮ですけれども、濃淡といたしましてはかなり形を意識した上での検討をさせていただいて、そしていろいろな経過した課題を踏まえて、それが絶対ではないという可能性もあるというようなことで進めさせていただきたいという思いでございます。

議長 早川久衛君。

9番 19ページです。この中で地域資源を生かしたまちづくりをするという項目がありますけれども、現状では西和賀は最悪の状況ではないかと解釈しております。その中にある温泉地帯は、もう16軒あった温泉が今たった2軒です。それから、去年、おとしあたりから町営の施設はほとんどもう閉鎖をしている状況で、ここ3年間のうちにどういうふうな方向で温泉の施設をまちづくりに活用していくかということをお聞きをします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、19ページの目標3に掲げております地域資源を活かし、魅力ある産業のまちということに対して、地域資源の今の状況と今の現状との剥離のお話だと思います。確かに温泉に関しましては、議会でも何度となく答弁をさせてきていただいたところでございますが、現状に関して適正な住民の人口や今後の動向等を見据えた上での温泉施設の管理運営に対する予算措置の中で整備等を進めてきたといったところでございますが、決して温泉資源だけが地域資源といったことでもございませんで、豊かな自然や温泉なども含めた雪など、先ほど町長のほうからも答弁がありましたとおり、雪などについても資源でございますし、地域ブランド化の中でも進んでおります。そういった様々な地域資源を活用しながら、今後後期3年間を進めていきたいという考え方の中でそれぞれ

の個別計画を立て、進めていきたいという思いでございます。

議長 高橋和子君。

4番 28ページ、生涯を通じた健康づくりの推進の①で、乳幼児期から青少年期の健康づくりの推進という項目があります。ここでちょっと私提案というか、大事だなと思うことをちょっとお話ししたいのですが、子供の運動や食事などで健康にということや、規則正しい習慣、生活習慣というようなことだと思っておりますが、それと同時に乳児から幼児期は急速な発達の過程にありまして、発達を十分保障する保育なら保育の対応というのが欠かせないわけです。そういった視点がないと、ちょっと大人が考えた、よかろうと思う習慣をとにかく身につけさせようとしますと、子供の発達にゆがみが来ます。

ですから、発達保障ということ踏まえた形で乳幼児期をしっかりと発達させて、そして学童、そして成人と向かわせるという土台になる人間の基本的な土台の発達保障をしっかりと捉えて各現場ではやっていただきたいし、指導機関もそういった視点を持って正しく子供を育てていただきたいと思えます。それについてどのようにお考えか、ちょっとお伺いしたいなと思えます。それが1点。

それから、その次に36ページで、基本施策(4)、子育て環境の充実ということで、②の、最後のところに女性が子育てしやすいまちづくりを意識した取組を進める、誠にそのとおりだと思いますが、よくよく考えますと、子育ては女性がするものかということもあります。ここは男性が非常に多いので、女性が非常に少ないので、考え方、捉え方のずれがあるのではないかなと思います。こういった表現をしますと、女性が子育てをする、女性が子育てするための環境をつくる、では男性は子育てしないのか。ちょっと理屈っぽいですが、こういったところは私の世代は結構これですっきりいくのですが、今の若い方々とこれからの方々はやっぱり

そういった考え方では子育ての、育児をする、育児休暇を取るとか、そういった面でも非常にちょっとずれるのではないかなと思ひまして、ここは注釈が必要なのか、言い方を変えたほうがいいのかご検討を、議員としてはそのように思ひます。

それから、もう一つですが、さっきプロジェクトの話ありました。非常に大事なものだと思いますので、このプロジェクトを誰がやるのかというのをちょっと聞いていないので、それぞれプロジェクト……

議長 和子さん、何ページですか。

4番 プロジェクト、何ページだっけ。最初のところでもいい。26ページありますよね。雪と書いたところで、これこれのプロジェクト。これプロジェクトチーム組んでやるのではないかなと思ひてお伺ひしたので、こういう発言しております。そのときに役場職員がやるのか、住民を巻き込んでやるのか、そこら辺の構想をちょっとお伺ひしたいと思ひます。

以上、3点です。

議長 教育長。

教育長 一番最初の子供の運動、食、それから生活習慣ということでしたが、私の演述の中にもちょっと入れさせていただきましたが、60プラス運動ということで、今年度から県が立ち上げたやつなのですが、それにうちの小学校の取組が表彰されました。何かと云えば、今給食センターだとか、学校の取組だとか、それから子供たちが主体的にやるというのもありまして、それはまずこれからも継続させて育てていきたいなと思ひるのが1点と。

それから、県のほうでいわて幼児教育センターというのを立ち上げました。これはどんなやつかという、保育所の先生方の研修の機会とか、保育している現場を見て指導助言して下さる、そういう専門的な方々が入ってこられまして、特に私たちの町のように研修がなかなかしにくい場所に率先して来てくれて、正しいと

いうか、今の説に沿った指導をしてもらっています。

それで、今年度も何回か来ていただきまして、それぞれの現場に入ってご指導いただいたところがあります。そういう専門的なところとも連携しながら、よりよい子育て環境を構築していかなければならないと思ひていますし、そこからこういうものが必要なのだよとか、何かあれば我々ができるところを1つずつ改善して、子育てのほうに力を入れていきたいなというふうに思ひているところです。まず、教育の現場ということから答弁させていただきました。

議長 審議の途中でありますけれども、ちょっとここで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時10分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

健康福祉課長。

健康福祉課長 和子議員さんからご質問がありました36ページの②の出産、子育て支援の充実の最後の行になりますが、「女性が子育てしやすいまちづくりを意識した取組を進める必要があります」というところにつきましては、今町のほうに置かれている現状と課題というところで記載させていただいた内容になります。こちらを受けまして、隣の37ページになりますけれども、具体的な施策ごとの取組方向ということで、育児休業等の取得促進など働く女性の子育て支援や、男性の育児参加を推進していきますということで、男性の育児参加、それから男性が育児休業を取得するなど、そういうところも含めて、まずこれまで女性が子育てしやすいというところに対して意識をして、女性が働きやすい環境づくり、それから子育てしやすい環境づくりを進めていきたいというところで記載した内容となっております。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうからは、重点プロジェクトについてお答えしたいと思います。

重点プロジェクトにつきましては、81ページからのところに書いてございますが、重点プロジェクトの考え方でございますけれども、プロジェクトとは書いてございますが、表現上プロジェクトという枠組みを示したということになってございます。実際これを、それぞれの個々の事業を行うのは、各課それぞれがその目的に沿って事業を行っていくわけでございますけれども、必要に応じて各課横断的にまとまってやらなければならないような事案が発生するということも想定されます。そういった場合には、プロジェクトチームを改めてつくるということも考えられるというふうには考えてございますし、あとやり方といいますか、取り組む人ということになりますが、基本的には町がやることにはなってくると思っておりますが、それぞれの個々の事業の形態によっては、町民を巻き込んだ形でのプロジェクトということも考えられるというふうに認識してございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 68ページでございます。④の集落支援員による地域支援ということで、支援員による地域支援活動の充実を図るため、他地域の集落支援員との交流を進めるということであります。交流は進めていただきたいと思っておりますし、先進地があるのであれば、そういうところの研修もどんどんやるべきだと思っております。

ただ、支援員のみでなく、やはり支援員を指導する立場の人方も一緒にそういう交流とか、研修とかをやることによって、支援員と意思を同じくすることというのは多分必要なのではないのかな。今現在、初めての仕事ですので、手探り状態の状況になっているやに思われます。そういう部分で、そういう指導する側と意思疎通をしっかりとした上で進めるべきではないのかなと思っておりますが、この支援についてどのように考えているのかお聞きします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援員による地域支援ということのご質問でございましたけれども、まず集落支援活動、令和4年度からスタートして初めてのということ、今はそれぞれがいろいろな活動を通してながら課題を把握して進めているところでございますし、担当課としましても一緒にそういうところに入りながら、お互いに学びながら進めている部分が多いというふうに考えています。それで、集落支援の中でも今旧小学校区を単位としながら、区域の個々の地域づくり組織に対して活動支援を行うということにしてまず今取り組んでおりますけれども、その中でも例えば地域からの意見を聞くと、そういう学校単位でなくても、ほかのそういう区域のほうとも一緒に取り組めるものがあるのではないかとというような意見もあったりとか、昔あったような運動会のようなものですか、町民運動会までいなくても、部落運動会のような形の、そういうふうな取組というものもあるというふうに思いますし、そういうような形で枠を超えたその活動も支援していきたいというような思いもあながら、そういう部分についても考えていきたいというふうに思っています。

また一方では、支援員も個々にいろいろな能力を持っておりますし、接し方についても恐らく様々違う部分というのも出てくるかもしれませんが、やはりある程度共通した部分でそれぞれの地域に接するということも大事だというふうに捉えているので、そういうところについてはこれからもミーティングで話し合いを進めながら、統一を持って当たっていききたいというふうに思っております。いずれ担当課としても一緒に入っていきながら、もちろん一緒に形をつくっていくように努力してまいりたいと思います。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 この支援の制度が始まって1年なわけですから、結構地域には浸透したというか、

頼られる存在になってきたのかなというふうな
思いがございます。そういう意味でも、今課長
が言われたようなことで進めていくべきだと思
いますし、1年振り返ってみて今後の在り方と
か、今まで本当に手探りでやってこられたと思
うのですけれども、何となくあるべき形が見え
てきたのではないかなと。私には見えませんけ
れども、課長さんあたりだと、そういうのが見
えてきたのではないかなと思うのですけれど、
そういう部分でますますそういう指導する方と
のコミュニケーションを図る意味でもこういう
交流、他地域との交流、そういうものを進めて
いっていただければなと思います。見えてきた
部分で何かあればお聞きしたいのですが。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今議員がおっしゃるとおり、集落支援員も本
当に地域の活動というか、今コロナ禍でしばら
く行事とかなかったのですけれども、会議です
とか、例えば交付金の資料作成の部分ですとか、
そういう部分に深く関わりながら住民と接して
いるというところで、頑張っているというふう
に捉えております。今後、まずコロナ禍も大分、
5類になるというか、落ち着いてきた中で行事
等も出てくると思いますし、そういう部分にも
積極的に関わっていきたいというのも集落支援
員自身もそういうふうに感じておりますし、そ
ういうところからまた深く活動を支援していけ
ればというふうに思います。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第30号 第2次西和賀町総合計画後期基
本計画を定めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されま
した。

続いて、日程第11、議案第31号 岩手県市町
村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部
変更の協議に関し議決を求めることについてを
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第31号
岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共
団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合
規約の一部変更の協議に関し議決を求めること
について提案理由を申し上げます。

令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿
岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務
組合から脱退させること、令和5年4月1日に
盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合
に加入させ、盛岡広域環境組合の議会の議員そ
の他非常勤の職員に関わる災害補償に関する事
務を岩手県市町村総合事務組合において共同処
理すること及び岩手県市町村総合事務組合規約
の一部を変更することについて協議があったこ
とから、地方自治法第286条第1項及び第290条
の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決定
くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わ
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第31号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時23分 散 会